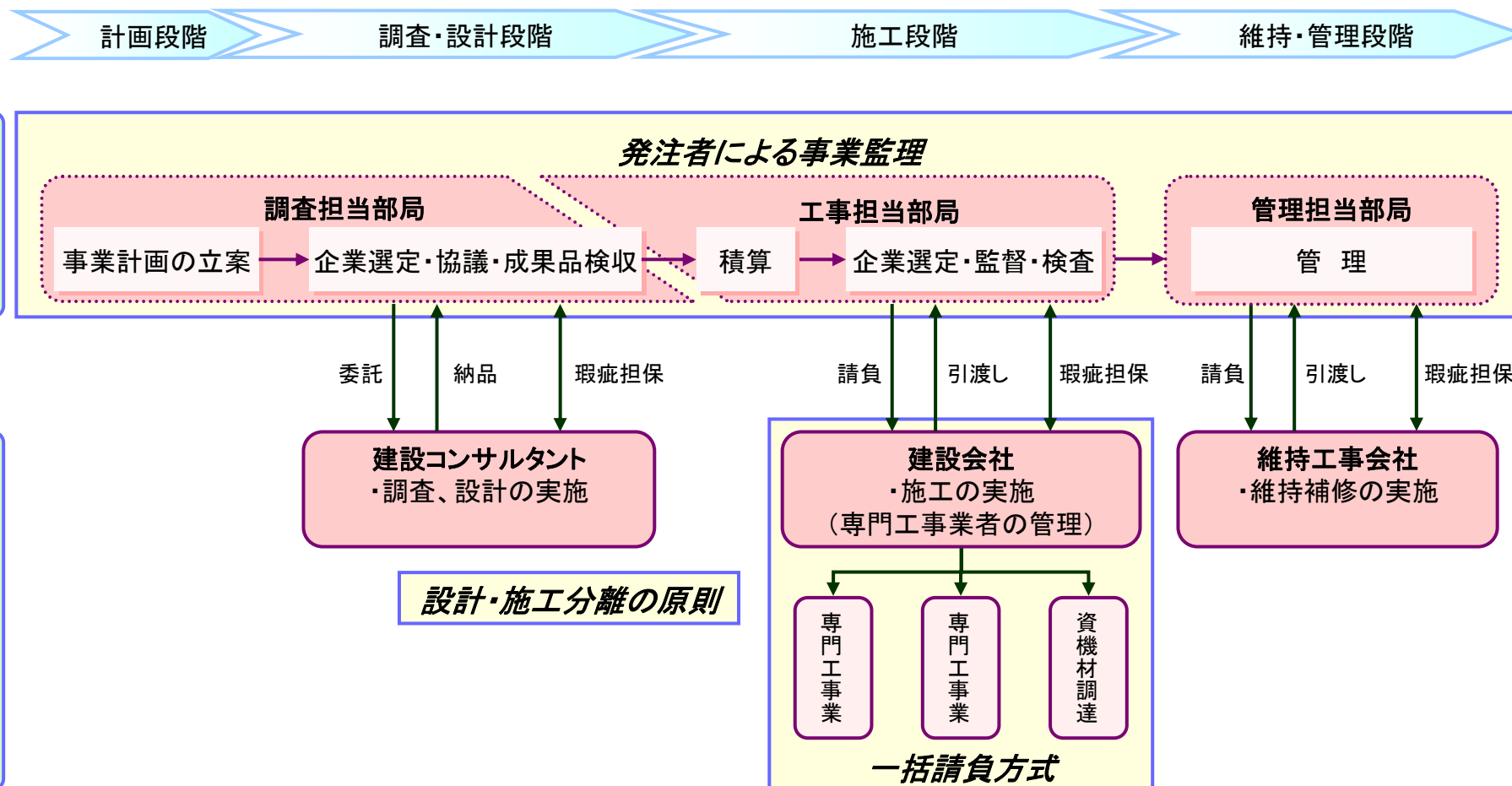


発注方法の最適化に向けて

現行の建設生産システムの特徴

- 発注者による事業監理(計画から維持・管理まで)
- 設計・施工分離の原則
- 一括請負方式



現行建設生産システムの経緯と利点

発注者が直轄・直営にて実施

- ▶戦後復興、頻発する自然災害等に伴う事業量の増加

工事請負化の一部導入(昭和20年代～)

- ▶高度成長期において公共事業が急激に増大し、工事の請負化が進行するとともに、設計業務において人手不足が進行
- ▶事業執行体制合理化の必要

昭和24年「建設業法」
総合工事業者、専門工事業者の登録規定

建設業者への一括請負での発注増加及びコンサルタントへの設計の委託開始(昭和30年代～)

- ▶職員数の減少
- ▶事業に関する説明責任(アカウントビリティ)の確保や地域住民との合意形成等、行政事務の多様化

昭和34年「土木事業に係る設計業務等を委託する場合の契約方式等について」
(事務次官通達)
設計業務の受託者には原則として当該設計に係る工事の入札に参加させ、請け負わせてはならない。

監督補助、積算補助等のアウトソーシング

発注者による事業監理の利点

- ・設計・施工・管理責任の一元化
発注者が公共工事の全ての段階において国民に対する責任を負う。
- ・インハウスエンジニアによる監理
各段階のノウハウを有する専門技術者による監理により事業全体を効率化、最適化

施工の一括請負の利点

- ・施工責任の一元化
発注者から見た施工の責任(瑕疵、専門工事業者調達を元請けに一元化)
- ・市場原理の活用
専門工事業者の選定、契約、管理を民・民契約に委ねることにより市場競争原理の有効活用

設計・施工分離の利点

- ・コスト増加の防止
設計者は意図的な過剰設計を行い、施工費用を増加させるメリットがないためコストの増加を防止できる。
- ・品質・安全性確保
設計者は施工費用に対するリスクを負担しないため、耐久性等の品質・安全性を当該環境に応じて確保することができる。
- ・設計の品質チェック
発注者、施工者による設計の監督・照査による設計品質維持
- ・発注条件の明確化
詳細な図面にて施工を発注することにより発注条件の明確化、入札価格への余分なリスク費用の上乗せ防止

現行建設生産システムにおける課題と対応策

